

農用地のあっせん基準が改正

申し出は毎月25日までに

7月1日から農用地などのあっせん基準が一部改正されました。おもなものは、次のとおりです。
【あっせんの申し出受け付け】 締め切りは、毎月25日。審査会は毎月月末となりました。
【最少あっせん面積】 水田として利用するものは、おおむね30アール。それ以外は、おおむね10アール。■自宅からの距離1キロ以内、または、所有地の団地からの距離が、おおむね200m以内であれば、おおむね水田9アール、畑4.5アールです。
【飼養規模基準】 養豚、養鶏経営の基準が定められました。

経営形態	経営基準	
	頭数	適用
養豚経営	繁殖豚	繁殖牝豚25頭 社豚2頭
	肉豚	常時飼養年間販売250頭 500頭
養鶏経営	6,000羽	採卵成鶏常時飼養6,000羽

【あっせんできない人】 ■宅建業者と従業員、その家族。これに類する行為をしている ■原則として過去3年間に経営規模を縮小した ■買換取得については、売却農地以上の面積を取得しない。
【農用地区域内の交換】 どちらかが市内に存在していなければ、できなくなりました。
 なお、詳しいことは農業委員会(☎240)へ、おたずねください。

夏の交通安全運動実施中

シートベルトを着けていないと 時速二十キロでも死亡事故

夏の交通安全運動が、八月二十日まで行われています。
 ある自動車メーカーの調査によると、シートベルトを着用しているドライバーの死亡事故は、時速九十六キロを超えて初めて発生しています。

速度でも起きています。
 このデータは、衝突したときの衝撃がいかに大きいかを物語っています。
 かりに、時速二十キロで衝突したらどうなるか——瞬間に体重の六〜七倍の力が体にかかります。あなたの体重が六十キログラムなら、三百六十キログラムから四百二十キログラムの衝撃に見舞われるのです。



いくら安全運転のルールを守る優秀な運転者であっても、事故にあうことはあります。つまり、酒酔い運転や信号無視をする、いわゆる「無謀運転者」に衝突されれば防ぎようがありません。
 車に乗る人はだれでも、常に死傷の危険にさらされているといえます。



しろねむかし話 (15)
 文…木下牛太郎
 え…伊藤栄一

へびの恩がえし

あるところに、じじとばばといきました。おおい年がいくけれど、も子がない。しかるに、飯時になると、毎日台所のふしあなから、小さなへびが首を出す。二人の年よりは、自分の子のようにかわいがって飯をやった。
 日がたつにしたがつて、だんだん大きくなり、ついに首が出なくなりました。へびめしをやるたびに、
 「孫、孫」と呼び、そのあなから飯を投げ入れた。へびは、とうとう山をあらすほど大きくなりました。



この事が、殿様へ聞こえて、じじは大いにしかられ、へびをかっておかれうなりました。そこでへびに言い聞かしてどこかやっただ。その晩から、殿様の御でんへ毎夜化け物が出てこまれた。町中へこうさつを立て

「その化け物を退治した者には望み次第の物をやる」と、いいなされた。
 サ、強いものが何人とのう、

いくけれども、みなくわれませ。じじもそれを聞いてゆくと、やがて夜の十二時ごろになった。大雨風がきた。山もなる。すると、大きな黒いへびが出てきた。よく見れば孫である。そこでじじは
 「おまえは孫ではないか。おれに退治させてくれ」というと、へびもさとして
 「なじゃうも、そうし

てくらつしやい。ながなが世話になった恩がえしは今日だ。サ、首をとらつしやい」じじは持つていった大がまで、その首をもぎ、殿様へ出した。

殿様はおおい喜んで「おまえの望み次第の物なんでもいえ」とおっしゃると、じじは「私はなにもいりませんが、その舌をくれてください」と、それをもちかへて家にはして置いた。その年のとしやに、めしじやくしが折れた。ところが、じじはその舌を出して、その代わりに用いた。ところが、ふしぎにも、からのめしじが、よく朝いつばいにまんまがあった。大いに喜んで大事にして置くと、殿様が、またそれをお聞きになつて、お借りになった。
 その年、戦争が始まって、そのしゃもじを用いなきつたら、ひょうろが、いくらでもつきないために、とうとう戦いに大勝ちしなされて、じじには、たくさんのお札が来ました。
 それを聞いて、となりのじじが借りにいったら、またその通りめしがいくらでも出ます。あんまり柄が長いといって切つたら、モーマンまはふえなかつた。
 しかし、じじとばばの二人は、ほうびの金で、一生安楽に暮らし



無線機になりませんか

■募集先 警視庁、新潟、神奈川、千葉、埼玉、東京
 ■試験日 十月一日
 ■受験できる人 昭和二十六年四月二日から三十六年四月一日までに生まれ、高校卒業程度の学力をもつ男子。
 ■申し込み・問い合わせ 九月二十四日までに、白根警察署(☎222)か、近くの駐在所へ。

免許を受けてから

無線機を使用する時は、無線機の免許を受けてください。免許を受けずに、無線機を使用すると電波法によって処罰されます。詳しいことは、信越電波監理局(☎0262511)へ。

今月の休電

■二日 午前八時半から正午まで引越。西笠巻の一部
 ■十日 午前九時十分から十二時半まで、和泉の大部分。曙町、みの口の各一部
 ■十八日 午前八時半から正午まで、中山、小蔵子、白井の各一部
 ■二十九日 午前八時半から正午まで、東笠巻、戸頭、茨曾根、清水の各大部分。新飯田の一部

交通事故相談

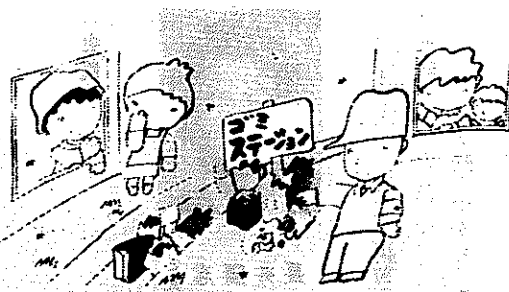
▼とき 八月九日 午前十時から午後三時まで
 ▼ところ 市役所
 ▼相談員 県交通事故相談員



義務教育免除者の学力認定試験

小・中学校の義務教育を免除もしくは猶予された、十五歳以上(昭和五十四年三月三十一日までに)になる人を対象に行うものです。
 合格した人には、高校への入学資格が与えられます。
 ■受験受付 九月十四日までに県教育委員会高等学校教育課庶務係へ。

ゴミの多く出る季節です！
 あなたの身勝手が、隣近所に迷惑をかけます。
 町内みんなでステーションを点検し、正しいゴミの出し方を徹底しましょう。



じかた(太鼓・笛・三味線・音頭)募集中

8月27日の民謡流しの『じかた出演希望者』は、7日までに市役所商工課(73-2111)☎218へ申し込みください。

なお、申し込みのなかった人及び練習日に出なかった人は、当日出演できません。

練習日
 ■とき 8月8日9日
 19日・20日
 ■ところ 白根小体育館
 ■曲目 白根甚句

